

住居表示の実施による

会社等変更登記の手引き

目 次

○ どんな場合に変更手続きが必要か	1 ページ
○ 登記期間	1 ページ
○ 変更登記をしなかったら	1 ページ
○ 本店の所在地の表示が変更になった場合	2 ページ
○ 支店の所在地の表示が変更になった場合	3 ページ
○ 代表者等の住所の表示が変更になった場合	4 ページ
○ 会社等が所有する不動産の 名義人の住所が変更になった場合	5 ページ
○ 記載例	
① 本店の所在地変更	6 ページ
② 本店の所在地と代表者等の住所の一括変更	7 ページ
③ 会社等が所有する不動産の 所有権登記名義人の住所変更	8 ページ

◎ 住居表示についてのお問合せは……

座間市 都市部 都市計画課 市街地整備係
TEL 046(252)7325 [直通]

◎ 会社・法人の変更登記についてのお問合せは……

横浜地方法務局 湘南支局
TEL 0466(35)4620

まえがき

住居表示が実施されますと、その区域内の会社、法人、組合(以下「会社等」という)の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局に対し、変更登記の手続をしていただく必要がありますので、お手数ですがこの手引きを参照して、速やかに変更登記の手続をされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際に住居番号設定通知書又は住居表示証明書のいずれかを添付すれば免除されます。

※本書では、会社・法人等の変更登記の手続について御説明いたします。
貴社が該当する項目を御覧いただき、手続の参考としてください。

※法人・組合等の方は、本文中の用語を以下のように読替えて御参照ください。

「本店」→「主たる事務所」

「支店」→「従たる事務所」

「代表取締役」→「代表理事」等

どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (2) 株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の代表理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の表示が変更になった場合は手続きが必要となります。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が、土地・建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合は手続きが必要となります。

登記期間

上記に該当する場合は、下記のとおり期間内に変更登記の手続きを行う必要があります。

- ◎ 本店(主たる事務所)所在地の管轄法務局での変更登記は、住居表示実施日から2週間以内
- ◎ 支店(従たる事務所)所在地の管轄法務局での変更登記は、住居表示実施日から3週間以内

(法人が所有する不動産の登記名義人の住所変更登記には、手続きの期限はありません。)

変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の表示が旧表示のままなので、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「会社変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書又は住居表示証明書添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

また、支店登記がされており、且つ、その管轄法務局が本店を管轄する法務局と異なる場合は、本店所在地の管轄法務局での変更登記完了後に、本店での変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書※」の交付を受け、これを「会社変更登記申請書」に添付した上で、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）する。

ただし、申請書に12桁の「会社法人等番号」を記載した場合は添付を省略できる。

※履歴事項証明書の交付は有料です。

(2) 参考例

例 1：支店がない会社の場合

座間市入谷〇丁目〇〇番地にある「株式会社□□」の所在地の表示が、座間市入谷西□丁目〇番〇号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 会社変更登記申請書 …………… 1 通
住居番号設定通知書 又は 住居表示証明書 …………… 1 通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 2 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可） |

例 2：支店がある会社の場合

座間市入谷〇丁目〇〇番地にある「株式会社□□ 本店」の所在地の表示が、座間市入谷西□丁目〇番〇号に変更になり、東京都世田谷区××□丁目□番□号に「株式会社□□ 世田谷支店」の登記がされている場合の手続は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

前記(2)例 1 の手続のとおり。

なお、本店所在地での登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を、支店を管轄する法務局の数だけ受ける。

<支店の所在地で行う登記>

- | | |
|----------|---|
| ① 必要書類 | 会社変更登記申請書 …………… 1 通
履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する) …… 1 通
└─ 申請書に会社法人等番号を記載すれば省略可 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 3 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局 世田谷出張所（郵送でも可） |

支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手 続

まず、「会社変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居番号設定通知書又は住居表示証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

次に、本店所在地の管轄法務局での変更登記完了後に、本店での変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書※」の交付を受ける。

最後に、前述の履歴事項証明書を「会社変更登記申請書」に添付した上で、支店を管轄する法務局にも申請（郵送でも可）する。

ただし、支店を管轄する法務局に提出する申請書に、12桁の「会社法人等番号」を記載した場合は、履歴事項証明書の添付を省略できる。

※履歴事項証明書の交付は有料です。

(2) 参考例

東京都世田谷区××□丁目□番□号に本店がある「株式会社□□ 座間支店」の所在地の表示が、座間市入谷○丁目○○番地から座間市入谷西□丁目○番○号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ① 必要書類 | 会社変更登記申請書 …………… 1 通 |
| | 住居番号設定通知書 又は 住居表示証明書 …………… 1 通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 2 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 東京法務局（郵送でも可） |

※本店所在地での登記完了後に「履歴事項証明書」の交付を受ける。

<支店の所在地で行う登記>

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ① 必要書類 | 会社変更登記申請書 …………… 1 通 |
| | 履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する) … 1 通 |
| | ↳ 申請書に会社法人等番号を記載すれば省略可 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 3 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | 横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可） |

代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手 続

「会社変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所が変わった代表者等の住居番号設定通知書又は住居表示証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）する。

(2) 参考例

海老名市××□丁目□番□号に本店がある、「株式会社□□」の代表取締役「法務太郎」さんの住所の表示が、座間市入谷○丁目○○番地から座間市入谷西□丁目○番○号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

<本店の所在地で行う登記>

- | | |
|----------|--|
| ① 必要書類 | 会社変更登記申請書 …………… 1 通 |
| | 住居番号設定通知書 又は 住居表示証明書 …………… 1 通 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 2 週間以内 |
| ④ 申請書提出先 | この場合は横浜地方法務局 湘南支局（郵送でも可）
※本店所在地を管轄する法務局へ提出する。 |

1 枚の「会社変更登記申請書」で、本店の所在地と代表者等の住所を一括で変更することも可能です。（7 ページの記載例参照）
その場合、必ず住居番号設定通知書又は住居表示証明書を「会社のもの」と「代表者等のもの」1 枚ずつ添付してください。

会社等が所有する不動産の名義人の住所が変更になった場合

※必ず、会社等の所在地の変更登記を先に済ませてから手続を行ってください。

(1) 手 続

不動産の「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

なお、不動産所在地を管轄する法務局の管轄内に本店、支店等※₁がない場合は、本店所在地で変更登記を済ませたことを証する「履歴事項証明書※₂」の交付を受け、「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に添付して不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

ただし、「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に12桁の「会社法人等番号」を記載した場合は、「履歴事項証明書」の添付を省略できる。

※1：座間市内にある商業・法人登記の管轄法務局 → 横浜地方法務局 湘南支局
座間市内にある不動産登記の管轄法務局 → 横浜地方法務局 大和出張所

※2：履歴事項証明書の交付は有料です。

(2) 参考例

座間市入谷〇丁目〇〇番地にある「株式会社□□ 本店」の所在地の表示が、座間市入谷西□丁目〇番〇号に変更になり、この会社が座間市内の土地・建物を所有している場合の手続は次のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| ① 必要書類 | 不動産の所有権登記名義人住所変更登記申請書 …… 1通
履歴事項証明書(本店での変更登記をしたことを証する) … 1通
↳ 申請書に会社法人等番号を記載すれば省略可 |
| ② 申請人 | 代表取締役 |
| ③ 登記期間 | 期間の定めはないので、必要の際、申請する。 |
| ④ 申請書提出先 | 横浜地方法務局 大和出張所 (郵送でも可) |

記載例①

～本店の所在地変更～



わかる場合記載

会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号

0000-00-000000

フリガナ
1. 商号

株式会社 ザマショウジ
株式会社 座間商事

1. 本店

神奈川県 座間市 入谷 2 丁目 3 4 5 番地

1. ~~支店~~

変更申請しない項目は削除

変更前の所在地

1. 登記の事由

住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役~~ の住所変更
本店・~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項

~~令和2年2月3日住居表示の実施による
代表取締役・取締役・監査役の住所変更
神奈川県 座間市 入谷西 丁目 番 号~~

変更申請しない項目は削除

令和2年2月3日住居表示の実施による
本店・~~支店~~ の変更
神奈川県 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

変更後の所在地

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第4号により非課税

登記事項の原因が住居表示であることを
証明する書類として通知書等を添付

1. 添付書類

住居番号設定通知書（又は証明書）

1 通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~ 通

上記のとおり登記の申請をする。

申請日 令和 **XX** 年 **XX** 月 **XX** 日

変更後の所在地

申請人 本店 神奈川県 座間市 入谷西五丁目 8 番 1 号

不要な項目は削除

商号 株式会社 座間商事

代表取締役住所 神奈川県 座間市 緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号

取締役氏名 座間 太郎

本人申請の場合は削除

~~申請代理人住所~~

~~氏名~~



法務局に届出している印鑑

連絡先の電話番号 000-000-0000

連絡先を記載

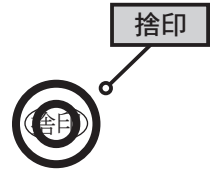
横浜地方 法務局 湘南支局 御中

提出先の法務局名

※座間市内の会社・法人の場合は、横浜地方法務局湘南支局が管轄となります。

記載例②

～本店の所在地と代表者等の住所の一括変更～



わかる場合記載

会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号

0000-00-000000

フリガナ
1. 商号

ザマショウジ
株式会社 座間商事

1. 本店

神奈川県 座間市 入谷2丁目345番地

1. ~~支店~~

変更申請しない項目は削除

変更前の所在地

1. 登記の事由

住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役~~の住所変更
本店・~~支店~~の変更

1. 登記すべき事項

令和2年2月3日住居表示の実施による
代表取締役 **座間 太郎** ~~取締役~~ ~~監査役~~ の住所変更
神奈川県 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

変更後の住所

令和2年2月3日住居表示の実施による
本店・~~支店~~ の変更
神奈川県 座間市 入谷西 **五** 丁目 **8** 番 **1** 号

1. 登録免許税

登録免許税法第5条第4号により非課税

※この場合、必ず本店と代表取締役
それぞれの住居番号設定通知書又は
住居表示証明書を添付

1. 添付書類

住居番号設定通知書（又は証明書）

2 通

本人申請の場合は削除

~~委任状~~

上記のとおり登記の申請をする。

申請日 令和 **XX**年 **XX**月 **XX**日

変更後の所在地

申請人 本店 **神奈川県 座間市 入谷西五丁目 8番 1号**

不要な項目は削除

代表取締役住所 **神奈川県 座間市 入谷西五丁目 8番 1号**

~~取締役~~氏名 **座間 太郎**

変更後の住所

本人申請の場合は削除

~~申請代理人~~住所

~~氏名~~



法務局に届出している印鑑



連絡先の電話番号 **000-000-0000**

連絡先を記載

横浜地方 法務局 湘南支局 御中

提出先の法務局名

※座間市内の会社・法人の場合は、横浜地方法務局湘南支局が管轄となります。

記載例③

～会社等が所有する不動産の所有権登記名義人の住所変更～



捨印

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年2月3日 住居表示実施

新しい所在地を記入

変更後の事項 ~~住所~~ 本店 座間市 入谷西 五丁目 8番 1号

申請人 ~~住所~~ 本店 座間市 入谷西 五丁目 8番 1号

氏名 株式会社 座間商事
(会社法人等番号 0000-00-000000)
代表取締役 座間 太郎

印 連絡先の電話番号 000-000-0000

12桁の会社法人等番号を記入しない場合は本店所在地を変更したことを証する履歴事項証明書を添付する

添付書類 登記原因証明情報 1通

令和 XX年 XX月 XX日申請 横浜地方 法務局 大和出張所 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

法務局へ申請する年月日と提出先の法務局の名称を記入

不動産の表示 登記済証（権利証）や登記事項証明書（登記簿謄本）の記載どおり土地 正確に記入。ただし所在欄の町名は新町名にする。

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	座間市 入谷西五丁目	345 番	宅地	300.33

建物		所在	所在地番（従来の地番）		
不動産番号	0987654321012	座間市 入谷西五丁目	345 番	宅地	
家屋番号	345 番	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 120.00 m ²	2階	60.00 m ²		

不動産番号（13桁）を記載した場合は、破線で囲われた部分（土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。